

## 9月は世界アルツハイマー月間です。

～認知症はとても身近な病気です。正しい理解を深めましょう～

認知症とは、誰でもかかる可能性のある脳の病気です。原因は様々ですが、脳の細胞が損傷を受けたり、老化により働きが悪くなることで、「物事を記憶する、言葉を使う、計算する、問題を解決するために深く考える」等の機能が低下し生活がしづらくなります。

認知症の原因となる主な病気には「アルツハイマー病」「脳血管疾患」「レビー小体病」等があり、一番多いものがアルツハイマー病です。64歳以下で発症する若年性認知症もあります。

▶認知症についての相談先＝上三川町地域包括支援センター ☎56 5513

認知症についての正しい理解を深めたり、認知症の人やそのご家族の支援として、下記の取り組みやイベントが開催されます。

### ●認知症について学び理解を深める 「認知症サポーター養成講座」

事業所や自治会等グループ単位で開催できます。希望される場合は、上三川町地域包括支援センターにご相談ください。

### ●認知症の人とご家族の交流の場 認知症カフェ「えんがわ」

毎月第3木曜日午前10時～正午  
マルニサロン(マルニ会館)にて(9月20日)

毎月第1火曜日午前10時～正午  
グループホームへブンリートータスにて(9月4日開始)

参加申し込み不要。問い合わせは上三川町地域包括支援センターへ。

### ●RUN<sup>とも</sup>伴<sup>とも</sup>栃木2018

9月22日(土)

入口は「認知症」、出口は「街づくり」をキャッチフレーズに、認知症になっても安心して暮らせる街を目指し、RUN伴<sup>とも</sup>栃木2018が開催されます。RUN伴は、認知症の人や家族、支援者、一般の人が一緒に走るイベントです。

### ●認知症講演会「脳の活性化で認知症予防」

日時：9月28日(金)午後2時～3時30分

場所：上三川いきいきプラザ大会議室

内容：シナプソロジー体験(認知機能の低下を予防する脳トレ)  
参加申し込み要。上三川町地域包括支援センターにお申し込みください。

上三川エリアでは、9月22日(土)午前9時に上三川いきいきプラザをスタートし、町内の特別養護老人ホームとグループホーム(ふじやまの里・トータスホーム・ぼぷら・友愛苑)を回り、みんなでタスキをつなぎゴールを目指します。認知症のテーマカラーのオレンジ色のTシャツを着たランナーを見かけましたら、沿道での応援をよろしくお願いします。

▶RUN伴に関する問い合わせ先＝RUN伴<sup>とも</sup>栃木2018実行委員会

メール：tochigi.runtomo@gmail.com ホームページ：http://runtomo.org/

▶その他の問い合わせ先＝保険課 高齢者支援係 ☎56 9102

日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油  
暮しの店 **海老原善次商店**

商品1個から配達します。お気軽にご注文ください。 ☎ 0285-56-2065

ギャラリー &  
多目的スペース

**やねうら**

ご利用を、随時受け付けています。  
お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL http://ebiharashouten.com/



## 自治会や同窓会等も個人情報の適正な取扱いにご留意ください

個人情報保護法が改正され、自治会や同窓会等の非営利組織も個人情報保護法の対象となりました。個人情報は保護することが必要な一方で、過度な対応により有事の際の地域活動に支障をきたすこともあります。名簿の作成・配布の際など、個人情報の取扱いを適正に行うことで地域活動に有効にご活用ください。

また、個人情報保護法相談ダイヤル(03-6457-9849)で詳しい内容を聞くことができます。

個人情報を集める、保管するときのルール(会員名簿の作成・配布をする場合)	
利用目的の特定	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
利用目的の通知・公表	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
安全管理措置	自治会や同窓会等の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、 <u>名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないよう注意を呼びかけることも重要です。</u>
保有する個人情報の訂正等	個人情報を集める際に配布する用紙に訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正等を求められたら、適切に対応する必要があります。
個人情報を第三者に提供するときのルール(会員名簿の作成・配布をする場合)	
本人の同意の取得	「名簿に掲載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。また、以下の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。 ・警察からの照会、災害発生時の安否確認、会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合
提供に関する記録義務	名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。
委託先の監督	名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、 <u>個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。</u> また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認することも大切です。 <b>※委託先への確認方法の例</b> ・情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等

▶問い合わせ先＝総務課 自治行政係 ☎(56)9116

### 【とちぎ救急医療電話相談】

大人(15歳以上)の救急電話相談  
#7111 又は ☎028-623-3344  
【毎日】午後6時～午後10時

### 【とちぎ子ども救急電話相談】

お子さんが急な病気やけがで心配なとき…  
#8000 又は ☎028-600-0099  
【月～土曜日】午後6時～翌朝8時  
【日・祝日】午前8時～翌朝8時(24時間)



### 日赤会費へのご協力

ありがとうございました!!

5月に募集しました日本赤十字社会費(寄付金)は総額3,574,752円となり、日本赤十字社栃木県支部に送金いたしました。ご協力ありがとうございました。

この会費は、日本赤十字社が行う国の内外における災害救護活動を始め、血液事業や国際救援活動、社会福祉事業などの人道的活動の活動資金となります。

▶問い合わせ先＝福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128